

母校運動部・文化部の国際交流助成基準

母校運動部・文化部が国外で行われる国際交流活動を実施する場合、下記基準に基づきこれを助成することができる。

1. 適用基準

- ①助成対象となる運動部・文化部はそれぞれ体育会、文化団体連合会に所属する部に限る。
- ②対象となる国際交流活動は、次の要件を満たされていなければならない。
 - a. 国際交流する相手が明確であること。
 - b. 国際交流活動の目的、内容が明確であること。
 - c. レベルの高い交流相手のコーチを受けるなど当該部のレベルアップに役立つこと。
 - d. 相手国における日本文化、スポーツの普及活動に役立つこと。
 - e. 助成は同じ部に対して年1回を限度とする。
 - f. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一橋大学の活動方針」を始めとする、大学が定めた活動方針に準拠していることにつき、大学の事前確認を取得すること。

2. 助成基準

助成金は1件50万円を限度とし、予算総額の30%を超えないこと。

3. 報告

国際交流活動実施後、1か月以内に当該部は決算報告を含む報告書を提出し、助成金の精算を行う。

4. 助成の取り消し

実施された国際交流活動が、計画の趣旨と著しく異なっていると判断された場合は、助成を取り消し、支払済みの助成金の返却を求めることができる。

5. 申請手続き

助成を希望する運動部・文化部は、適用基準に定める条件を承諾の上、国際交流活動の計画書を如水会に提出する。

- ① 提出書類 計画書、予算書、大学長名の申請書（学生支援課より）
- ② 提出先 如水会 研修文化グループ
- ③ 助成決定 提出された内容は、研修文化委員会で審議され、理事会に付議して決定する。

平成22年10月15日改定

令和3年1月13日改定

令和3年11月10日改定

令和6年4月1日改定

<申請について>

運動部・文化部の各団体において助成金を申請する場合は、渡航の6か月前までに如水会事務局に連絡すること。（OBOG会がある団体は、事前に補助金を援助いただけるかOBOGに相談してください。）

◆連絡先（研修文化グループ）：kenshubunka@josuikai-office.or.jp または、03-3262-0126

- ①海外遠征渡航計画書と参加メンバー表および費用概算書を作成し、如水会事務局に説明すること。
- ②学生支援課に行き、①で如水会に提出したものと同様の書類を大学に提出すること。

【大 学】一橋大学長名で学生の助成金申請について、如水会理事長宛に文書で提出する。（学生支援課）

【如水会】如水会事務局にて、国際交流助成基準に合致しているか検討の上、研修文化委員会に提出し審議を諮る。委員会審議を経て、同月開催の理事会での最終承認をもって助成を決定する。

如水会理事長名で申請が承認された旨、一橋大学長宛に文書を郵送する。（学生支援課宛）

【渡航後の報告】如水会事務局に速やかに、活動状況を報告する。支出報告書に領収書原本を添えて提出する。

最終的な助成金額は帰国後の報告と実際にかかった費用精算（観光目的は除く）により決定する。